

集団的自衛権 にNO

「戦争できる国」を宣言 閣議決定は許しません！

政府は7月1日の閣議で集団的自衛権行使を可能とする憲法解釈の変更を決定しました。

最初から「容認すべき」という結論ありきの「安保法制懇」の報告をいかにも世論であるかのように扱い、国会審議を含め国民的議論を行わず与党協議のみで容認することは議会制民主主義の否定であり、歴史の大きな汚点です。

戦後の70年近い平和国家としての歩みと、長年にわたって定着してきた憲法解釈を、一内閣の判断で根底から覆すことは独裁政治といっても過言ではありません。

集団的自衛権の行使は他国の戦争に日本が参加することであり、これを容認することは、日本が自らを「戦争できる国」と宣言したことと同じです。

「憲法9条下で認められる集

200近い議会で 「反対」「慎重」の意見書

●「集団的自衛権の行使に関しては、国内に様々な意見が存在し、一般的な理解が進んでいるとは言えない状況」
「丁寧な議論を十分に実施することを強く要請する」

(6月27日 長野県議会)

●「震災と原子力災害で助けられた自衛隊員が海外に出て武力を行使することは容認できない」

(6月19日 福島県・南相馬市議会)

団的自衛権の行使」という言い方は、どのように説明しようが詭弁であり矛盾です。戦後世界の現実には、集団的自衛権の行使が、「自衛」とは名ばかりで「侵略」や「介入」とほぼ同じであったことを明らかにしています。

集団的自衛権の行使をいくら厳しく限定しても、事の本質は変わりません。

時の首相が自由に憲法解釈を変更できるのなら、憲法が存在する意味がなくなってしまう。社民党は平和憲法とその理念を守り活かす取り組みをこれからも強めていきます。

閣議決定を許さずたたかうとともに、自衛隊法「改正」など「戦争できる国」のための様々な法整備を許さずたたかいます。

社民党